

送 信 書

平成26年9月17日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中
(FAX 03-4334-6146)
申立人ら代理人弁護士 先生
(FAX)

〒

被申立人代理人弁護士
電 話
FAX

下記事件につき下記書類を参考書面として送信させていただきますのでご査収ください。正式書面につきましては、後日持参又は郵送致します。

つきましては、下欄受領書に日付を入力し、記名押印のうえ、送信者あてにFAXしてください。

事 件

申立人

被申立人 東京電力株式会社

添付書類

回答書(2)

1通

(本書含め8枚)

受 領 書

被申立人代理人弁護士 行
(FAX)

上記書類を受領いたしました。

平成 年 月 日

申立人代理人

申立人

被申立人 東京電力株式会社

回 答 書 (2)

平成26年9月17日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 先生

同 先生

同 先生

被申立人代理人弁護士

同

貴センターの平成26年3月20日付け和解案提示理由書において示された和解案(以下「本和解案」といいます。)に関して、貴センターから提示された同年8月25日付け和解案提示理由補充書(以下「本補充書」といいます。)について、被申立人は慎重に検討いたしました。

しかしながら、次に述べるとおり、被申立人の平成26年6月25日付け回答書の内容を変更することは困難であると考えておりますので、何卒御理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、申立人様ごとの個別事情に関しましては、お申し出に応じて解決の道を探るべく真摯に協議させていただきますが、被申立人としましては、一律の賠償を求める本手続とは別途、協議させていただきたいと考えております。

第1 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛について

1 本和解案において考慮されている個別事情について

本補充書によれば、「当パネルは、申立人ら各人につき、それぞれ、個別事情として、『避難生活が長期化している』という事実のみならず『帰還の目途もたっていない状況』で避難が長期化することによって申立人ら各人が『今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難』となり、『将来への不安』が『増幅』している事実を認定した上で、これらの申立人ら

につき共通して認定された個別事情」を考慮したものであると説明されております。彼申立人としましても、申立人様らの主張書面、疎明資料、さらに口頭審理期日における陳述、現地調査等において、申立人様らの代表の方々が述べられた、自宅に戻れないつらさ、地域のコミュニティや家族がばらばらになってしまった悲しみ、将来の帰還や生活が見通せない不安、子供の健康や将来への不安等、申立人様らが本当に様々な苦しみや悲しみ、不安等を抱えていらっしゃることにつきましては、これらを深く理解するとともに、大変申し訳なく思っております。

しかしながら、「帰還の目途も立っていない状況」で避難が長期化したという事情については、他の帰還困難区域等の避難指示により現在まで避難をされている方々にも同様にあてはまるものであり、申立人様ら固有の個別的・具体的事情であると認めることは困難であると思料されます。

また、本補充書において指摘されている「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」、「将来への不安」が「増幅」している点については、「帰還の目途も立っていない状況」で長期に避難している方々に生じている深刻な状況であります。このような状況は、浪江町の帰還困難区域等の申立人様らのみならず、他の帰還困難区域等の避難者の方々においても共通する事情として考えざるを得ません。

なお、本補充書において、「帰還の目途も立っていない状況」下での「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てること」の困難、「将来への不安」の「増幅」が、申立人様ら全員に共通する精神的損害の増額事由であるとされておりますが、申立人様ら 名のうち、自宅が帰還困難区域にある方々は約 2 割に当たる 名、居住制限区域にある方々は約 4 割に当たる 名、避難指示解除準備区域にある方々は約 4 割に当たる 名（いずれも本件事故前の申立人様らの住所に基づくもの）となっておりますので、中間指針等を踏まえれば、かかる区域の違いにより「帰還の目途」及び「今後の生活再建や人生設計の見通し」の困難度等も相違してくるのではないかと思料されるところ、この点について、本補充書で触れられていないことについては疑問があります。

この点につきましては、平成 26 年 7 月 24 日の期日にて、貴パネルから「和解案提示理由書に記載した各事情は、最大公約数の部分を取り出して、少なくとも申立人ら全員に認められる個別事情を抽出したもの」との説明を受けておりますが、申立人様らの「帰還の目途も立っていない状況」下での「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てること」の困難、「将来への不安」の「増幅」につきましては、中間指針等において評価されてい

るものと考えますので、下記2. において詳述します。

2 中間指針等との関係について

(1) 本補充書は、「中間指針等で評価されている事情は、『いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態』・・・である一方、当パネルが考慮した事情は『今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難』となっているという事実であり、両者の性質は異なる。」とされており、後者の「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」という事実は、「帰還の目途も立っていない状況」で避難が長期化したことによるものであるとの説明がされております。

確かに、本補充書でも指摘されているとおり、中間指針及び第二次追補において「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態」が精神的損害において考慮されていますが、さらに第二次追補では第3期について、「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態」だけでなく、帰還困難区域等の避難者について、「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」という事情についても考慮しているものと考えております。

すなわち、第二次追補（第2-1（1）備考5）において、第3期における精神的損害額の具体的な算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮したとありますが、避難の慰謝料の要素として、精神的損害の月額10万円には、将来に対する不安、すなわち、「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」である状態について評価されているものとするのが相当と考えます。この点につきましては、第二次追補が公表された平成24年3月16日の第2.6回原子力損害賠償紛争審査会における能見会長の以下のような御発言からも窺えます。（以下、原子力損害賠償紛争審査会議事録一部抜粋）

「そもそも避難している人の避難の慰謝料というものがどういうものであるかということから出発して、私の理解では、いろんな要素がありますが、その中の大きな要素は、自分の自宅から離れて不便なところに長期間居住しなくてはいけないという苦痛というのが、少なくとも当初、中間指針等で考えるときには一番大きな要素であった。・・・しかし、今、・・・実際には、不便ということによる苦痛よりも、だんだんと、いつ戻れるか分からない、戻れない

状態が長期化すること自体による将来の不安が大きくなってきて、これを考慮する」

「将来がどうなるかという不安な状態が続くことによる精神的苦痛というものが増大しているということを一応確認して、この指針としては、5万円ではなくて、10万円そのものを精神的損害として指針に書くということはあり得る選択肢だと思っております」

「具体的な損害の算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」、これ自体は中間指針にも言及されているわけですが、これが増大している。あるいは、増大だけではなくて、質的な変化もあるかもしれませんが、増大しているということを考えて、この精神的損害の額を考えよう。」

「居住制限区域の方の中でも、ほかの場所でもって新しい生活を始めたいという方もおられる。そのときに、帰還困難区域の金額までは賠償としては認めにくいんですけども、毎月の金額をもとにして2年分、これも法律の理論としてぎりぎり詰めると、ほんとうにできるかというところはいろいろ議論があるかもしれませんが、生活再建の手段ともなればということで、2年分ぐらいまとめて支払うという請求を認める。しかし、その前提となる月額を幾らぐらいにするかという問題がございます。これも皆さんに意見を伺いましたが、こちらについては、ほぼ皆さん、大体10万円でもいいのではないかということだったと思いますので、これはこの際10万円にさせていただきますと思います。」

その上で、第二次追補（第2-1（1）備考4及び5）では、「帰還困難区域にあつては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ」とした上で、「帰還困難区域は、今後5年以上帰還できない状態が続くと見込まれることから、こうした長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して、実際の避難指示解除までの期間を問わず一律に算定することとした」として、帰還困難区域の避難者一人600万円の精神的損害を認めているところであり、居住制限区域については、概ね2年分としてまとめて一人240万円、避難指示解除準備区域については、引き続き一人月額10万円とされています。いずれにおいても第二次追補が示した第3期における各区域の精神的損害額には、本補充書で指摘された「今後の生

活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」という事情が各区域の状況を踏まえて考慮されているものと考えらるべきであり、第二次追補において避難の慰謝料の要素として考慮されている事情と重複しているものと解されます。

また、本補充書では、「仮に『いつ自宅に戻れるかわからないという不安な状態』と『今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難』な状態との間に何らかの重複関係があったとしても、…申立人らの感じている将来に対する不安は『軽減されるどころか、増加しており、より現実的、顕在化して深刻になっている』との確信を得た」ことから、この精神的苦痛に対する慰謝料として、月額10万円では不十分であるとの心証を得たとの説明がなされていますが、このような事情は、浪江町の申立人様らのみならず、他の帰還困難区域等の避難者の方々においても共通する事情と思料されますので、中間指針等に基づき賠償を受けた方々との公平性の観点からも、本和解案の受諾は困難であります。

- (2) なお、本補充書においては、中間指針において第2期で認められている「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」と総括委員会が平成24年2月14日に決定した「総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）」（以下単に「総括基準」といいます。）において慰謝料の増額事由として考慮することとした「今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料」とは異なるものとされています。

当該総括基準においては、この精神的損害を認めた理由として「避難者は、将来自宅に戻れる見込みがあるのかどうか、戻れるとしてもそれが何年先のことになるのかが不明であり、自宅に戻れることを期待して避難生活を続けるか、自宅に戻れることを断念して自宅とは別の場所に生活拠点を移転するかを決しがたく、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれている」と説明がされておりますが、その対象となる精神的苦痛は、前記2(1)において述べたとおり、第二次追補において第3期の精神的損害として考慮された事情に含まれるものと解されます。実際に、被申立人は第2期については、中間指針で示された避難者一人月額5万円の精神的損害に5万円を加算した10万円（避難所等の避難者は12万円）を支払っており、第3期についても将来がどうなるかという不安な状態が続くことによる精神的苦痛の評価を取り込んだ第二次追補に基づき、一人月額10万円の精神的損害の賠償を行っているところであります。

- (3) 以上のとおり、本補充書において精神的損害の増額事由として指摘さ

れた事情は、中間指針等の考え方に沿うものではなく、被申立人において行なっている第2期の支払及び第二次追補に基づきお支払いしている第3期の精神的損害の賠償において考慮された事情と重複していると解さざるを得ないものです。なお、避難者の方々の生活再建という点からは、第四次追補に基づき、帰還困難区域の方々については、移住を余儀なくされたことによる精神的損害として、第二次追補で示された一人600万円に一人1000万円（具体的には、平成26年3月以降の将来分を控除した後の額である700万円）を加算してお支払いさせていただくとともに、居住制限区域及び避難解除準備区域の方々につきましては、引き続き一人月額10万円をお支払いしています。また、精神的損害以外に、就労不能損害、営業損害、生活費増加費用、財物賠償、住居確保損害等も賠償させていただいており、これらを総合的に考慮していただくことも必要と考えます。特に、住居確保損害の賠償については、第四次追補において、避難が長期化する中で具体的な生活再建を図るために設定された賠償である点も考慮していただくことも必要と考えます。

第2 高齢者の慰謝料増額について

1 本和解案において考慮されている個別事情について

本補充書によれば、本和解案においては、少なくとも75歳以上の高齢者について、①相対的に環境変化への適応が困難であり、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいこと、②地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も、相対的に高いこと、③故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態にあることが認められ、その精神的苦痛が特に大きいとされており、それは総括基準における「避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと」という慰謝料の増額事由に該当すると判断されております。

しかしながら、上記①乃至③において指摘されている事情については、高齢者という一事をもって認められるものとは解しがたく、たとえば、健全な高齢者においては、必ずしも妥当しない場合もあり得るものと考えます。

2 中間指針等の関係について

中間指針等においても、高齢者であるということのみをもって、慰謝料

の増額事由とはせず、むしろ年齢による差を設けないこととしており、総括基準においても同様であります。

確かに、総括基準においては、「避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと」が慰謝料の増額事由とされておりますが、総括基準において具体的に列挙されている事情として、「要介護状態にあること」、「身体または精神の障害があること」、「重度または中程度の持病があること」等が挙げられていることに鑑みれば、75歳以上の高齢者であるということのみをもって、総括基準における個別・具体的な増額事由に該当すると理解することは困難であると考えております。

第3 集団的和解の必要性について

被申立人としては、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」といいます。）の下で原子力事業者としての責務を果たしていく上で、多くの避難者の方々に対して公平、迅速かつ適正な賠償を行うことが必要であり、そのためには、原賠法に基づいて原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針等の枠組みを基本としなければならないと考えております。

その上で、被申立人としても、迅速な紛争解決の実現のため、集団的和解の必要性は十分認識しており、現に今までに多くの集団的和解についても受諾し、紛争の解決を図ってまいりました。しかしながら、本和解案は、1万5000人にも及ぶ避難者の方々との間の紛争を中間指針等の枠組みを超えて定型的・一律に解決を図ろうとするものであって、被申立人において、申立人様らの個別的・具体的な御事情を考慮することなく本和解案に応ずることとした場合には、中間指針等によらず、長期避難者の方々に対する賠償の在り方の枠組みそのものを変更することになり、中間指針等に基づき賠償を受けた方々との公平性を著しく欠くこととなります。そのため、迅速な賠償のための集団的和解の必要性については十分理解するところではありますが、なお受諾は困難であると言わざるを得ませんことを御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上